外貨定期預金の商品概要

商品内容	外貨定期預金
商品概要	外貨定期預金は、外貨預金のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中はお客さまの払戻要求に応じないことを条件としている預金です。 為替相場の変動により、お受取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨 預金作成時の払込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
預金保険	外貨定期預金は、 預金保険制度の対象外 です。
対象となるお客さま	個人および法人のお客さま
最低預入額	1通貨単位(米ドルであれば1米ドル)
預入単位	1補助通貨単位(米ドルであれば1セント)
お預入れ期間	1か月、3か月、6か月、1年、および1年以内の期日指定
お預入れ通貨	米ドル、ユーロ、英ポンド、オーストラリアドル
満期日の お取扱	 ・自動継続方式(元利継続型) 利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成いたします。 ・自動継続方式(元金継続型) 前回と同一の元金、期間の外貨定期預金を自動的に継続作成いたします。 また、利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金します。 ・非継続方式 元利金を満期日以降に一括して払戻します。
適用利率	お預入れ時の利率を満期日まで適用します。 くわしくは窓口でご確認ください。
満期日以降の 利率	・自動継続方式の場合、自動継続後の適用利率は、書替日におけるお預入れ期間に応じた当行所定の店頭表示利率となります。・非継続方式の場合、満期日以降の適用利率は、同一通貨建ての当行所定の外貨普通預金利率となります。
利払方法	満期日に一括して支払います。
利息計算方法	原則、付利単位を1通貨単位(米ドルであれば1ドル)とした1年を365日とする日割計算
税金のお取扱	個人のお客さま ・利 息:源泉分離課税(20.315%) ※国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。 2037年12月31日までにお受取りになる利息については「復興特別所得税」として、所得税(国税)額×2.1%が追加課税されます。 マル優のお取扱いはできません。 ・為替差益:雑所得として総合課税(確定申告が必要です) ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。 ・為替差損:他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 法人のお客さま ・利 息:総合課税 ・為替差損益:総合課税 くわしくは、お客さまご自身で公認会計士、税理士にご相談ください。 ※平成25年度税制改正により、平成28年1月1日から法人に係る利子割(預金利息等から特別徴収する地方税5%)が廃止となり、国税15.315%が源泉徴収されます。(「復興特別所得税」を含む。)

期日前解約時の お取扱	原則として期日前解約はできませんが、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に 応じる場合には、預入日から期日前解約日までの適用利率は期日前解約日における当 該通貨建ての外貨普通預金利率となります。
その他	・満期日のお引出し相場をあらかじめ予約することができます。予約する為替相場は、予約するする為替相場は、予約締結時点の相場情勢に応じて決定され(予約締結日のTTBレートとは異なります)、満期日の円での受取額を確定させることができます。 為替予約は満期日の前営業日までいつでも行うことができますが、一度締結した為替予約の取消・変更はできません。 ・外貨両替業務の終了に伴い、2024年7月1日(月)以降の外貨現金による外貨預金の預入れ、払戻しはお取扱できません。
商号·本店所在地	株式会社 徳島大正銀行 徳島県徳島市富田浜1丁目41番地
お問い合せ先	お近くの当行窓口または下記までお問い合せください。 徳島大正銀行 証券国際部 電話番号 088-623-3111(代表)
当行が契約して いる指定紛争 解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 受付時間 平日(銀行営業日) 9時~17時